

令和7年度「青少年ネット安全・安心のための環境整備事業実施業務」の委託先選定のための公募型プロポーザル実施要領（和歌山県）

こども支援課が実施する「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境を整備する事業」の委託先選定に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり定めます。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

青少年ネット安全・安心のための環境整備事業実施業務

(2) 目的

ネットパトロール及びネットトラブル相談窓口による有害情報対策を実施するとともに、ネットパトロールその他の調査で把握した県内青少年のインターネット利用の実態を的確に反映したネットリテラシー促進のための情報モラル講座等を行うことにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境整備を推進する。

(3) 内容

令和7年度「青少年ネット安全・安心のための環境整備事業実施業務」仕様書のとおりとします。

(4) 委託費の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務に係る費用の合計額は、8,811,000円以内とします。

なお、これを超えた提案は無効とします。

(5) 委託契約予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

業務を的確に遂行するに足りる能力を有し、次の各号に定める内容を全て満たす法人その他の団体とします。

(1) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」（平成20年9月19日和歌山県告示第1261号。以下「入札参加資格要綱」という。）第3条に定める入札参加資格の条件を満たすこと。（資格についての詳細は別紙参照）

(2) 和歌山県内に主たる事務所または活動拠点を有すること。

(3) この委託業務を共同で行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「共同体」という。）として参加する場合は、構成団体全てが入札参加資格要綱第3条に定める入札参加資格を満たすこと。

3 スケジュール

(1) 企画提案書作成に関する質問受付 令和7年2月26日（水）まで

(2) 質問回答 令和7年3月12日（水）まで

(3) 企画提案書の受付 令和7年3月19日（水）まで

(4) 選定委員会 令和7年3月26日（水）

（後日詳細を通知します。）

(5) 選定結果の通知 選定委員会の後日、速やかに行います。

4 企画提案に係る書類等の提出

(1) 提出方法及び提出先

令和7年3月19日（水）午後5時までに必着（期限を過ぎて到着したものは無効）で下記宛に郵送（書留必着）または直接御提出ください。（対応時間：平日午前9時から

ら午後5時)

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課若者支援班（県庁本館1階）

(2) 提出書類及び部数

企画提案書は、以下の書類をもって構成し、正本1部、副本5部を提出してください。

ア 正本、副本双方に添付するもの

- ① 企画提案書（別紙様式1-1、1-2）※1-2は共同体で応募する場合のみ
- ② 積算書（別紙様式2）
- ③ 提案者の概要がわかるもの（会社案内パンフレット、ホームページ写し等）

イ 正本のみに添付するもの

- ① 誓約書（別紙様式3）
- ② 定款（又は寄付行為）の写し（法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）
- ③ 法人の登記事項証明書（提出日において、発行日から3か月以内のもの）
- ④ 直前一期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体等の場合は個人事業主の青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し）
- ⑤ 県税全てに未納がないことの証明書（各県税事務所又は伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課が過去3か月以内に発行した納税証明書）
- ⑥ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（税務署が、過去3か月以内に発行した消費税及び地方消費税についての納税証明書）
※ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する団体はイ③～⑥の書類を省略することができます。（同決定通知書の写しを添付してください。）
- ⑦ 共同体としての目的、構成団体等を明示した協定書（共同体で応募する場合のみ）
※ 共同体で応募する場合、上記ア③及びイ①～⑥の添付書類は、全ての構成団体のものを提出してください。

(3) 注意事項

ア 同一の事業において、1団体が複数件の企画提案書を提出することはできません。

複数件の企画提案書が提出された場合、その全てを無効とします。

イ 提出された企画提案書等はその事由の如何に関わらず、変更又は取消はできません。

ウ 2に掲げる参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とします。

エ 提出された企画提案書等は提出者に無断で使用しないものとします。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用については、提出者の負担とします。

カ 提出された企画提案書等は、返却しません。

キ 仕様書に沿わない内容の企画提案書等又は提出期限を過ぎた企画提案書等については受理しません。

また、企画提案書の受理の際、軽微な修正が必要な場合がありますので、仕様書の内容を十分確認のうえ、余裕を持った提出をお願いします。

5 委託業者の選定

(1) 選定委員会

令和7年3月26日（水）（詳しくは追って連絡します）

(2) 評価の方法

審査は、和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行います。

なお、委託先候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性や透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、委託先候補者を選定します。

ただし、当日のプレゼンテーションは、事前に提出していただいた企画提案書の内容

を補足し説明するものとし、企画提案書に記載されていない内容の説明等については審査の対象となりません。

(3) 審査項目、評価方法

提案いただいた事業内容について、別表のとおり数値（得点）で評価し、委託先候補者を選定します。

なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合があります。

(4) 委託先候補者の選定

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者を委託先候補者とします。

(5) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、審査会における評価の結果、各委員の評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を委託先候補者に選定します。

(6) 評価点数が同点の場合

審査項目のうち「②ネットパトロール実施手法」と「③情報モラル講座」の合計点数が高い方の企画提案を採用します。「②ネットパトロール実施手法」と「③情報モラル講座」の合計が同点の場合は、「④ネットトラブル相談窓口」の点数が高い方の企画提案を採用します。さらに、「④ネットトラブル相談窓口」が同点の場合は、「⑤啓発資料作成」、「①業務実施体制」、「⑥事業経費」の順に点数が高い方の企画提案を採用します。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに提案者に通知します。

(8) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、速やかに和歌山県子ども支援課のホームページで次の内容を公表します。

① 委託先候補者の名称及び評価点

② 委託先候補者の選定理由

6 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

① 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

② 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

③ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約の締結

(1) 委託先候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、委託先候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合があります。その場合は、選定結果において評点が次点の候補者と協議します。

(2) 当該業務に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算が成立しなかった場合、企画提案及び選定委員会の効力は委託先候補者を選定したことにとどまり、提案額を変更して契約を締結することや、契約の締結そのものを見合わせる場合があります。

8 本募集に係る質問等

令和7年2月26日（水）の午後5時までEメールまたはファックスで受け付けます。
質問・確認したい内容を記載の上、団体名、担当者名、電話番号、返信連絡先を添えて、
下記あてにお送りください。

様式等は自由ですが、送信後必ず電話で受信を確認してください。

また、質問及び回答内容は、3月12日（水）までにこども支援課のホームページに掲載します。

Eメール：e1104002@pref.wakayama.lg.jp

ファックス：073-441-2501

受信確認電話番号：073-441-2502（平日午前9時から午後5時まで）